

土砂災害・洪水ハザードマップ及び津波避難マップ作成業務に関する質問について（回答）

No	質問	回答
1	契約拠点について、鳴門市内又は徳島県内の営業所等で契約を締結できる条件では参加事業者が限定される懸念があります。その上で、指定されたハザードマップの完了実績を有し、四国管内に契約が締結できる営業所等であれば当該要件を満たすものとして取り扱っていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	公告に記載している参加資格要件のとりの取扱いとなりますので、ご照会の条件をもって当該要件を満たすものとして取り扱うことはできません。
2	受託者が持つ地図情報ベースに、想込される避難所及び避難場所をマッピングしたものを鳴門市様に確認いただき、協議の上で避難所及び避難場所を確定させろという考え方でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	住民向け説明動画作成にあたって取材・ロケを想定されていらっしゃいますでしょうか。	想定しておりません。
4	第23条と第25条に「原案仕様」「原案枚数」がありますが、同じもので良いでしょうか	第23条(ハザードマップ原案の作成)と第25条(ハザードマップの印刷)の「原案仕様」及び「原案枚数」は、基本的に同一のものを想定しています。ただし、第23条(ハザードマップ原案の作成)に基づく原案作成後の協議・修正内容によっては、第25条(ハザードマップの印刷)の印刷時に内容が変更となる場合があります。
5	第25条の「印刷枚数」に「各30,000部」と記載されていますが、「5地区×30,000部」となると150,000部になりますでしょうか。	第25条(ハザードマップの印刷)に記載の「各30,000部」は、5地区ごとに30,000部ではなく、5地区合計で30,000部を意味します。なお、土砂災害・洪水ハザードマップ及び津波避難マップの2種類について、それぞれ30,000部の印刷を予定しています。
6	成果品の(2)と(3)のA1サイズとA0サイズの違いはございますか？ (2)が地域ごとのHMで、(3)が市全体になりますでしょうか。	お見込みのとおりです。

7	<p>業務内容・最終成果品としては①測量・ハザードマップデータ作成②ハザードマップ印刷③住民向け動画作成の3点が必要だと思うのですが、それぞれが専門分野です。印刷会社に測量は出来ません。測量会社で自社で印刷も行っているところは知りません。</p> <p>以前の鳴門市ハザードマップは①測量・ハザードマップデータ作成②ハザードマップ印刷が別の案件となっていたのですが、抱き合わせにしたのには何か理由があるのでしょうか。</p> <p>協力会社を見つけるにも6月2日からでは日数が少なすぎます。もしも事前に知っていた所があるとすれば、不利益は大きすぎます。</p>	<p>ご質問の「①測量・ハザードマップデータ作成」「②ハザードマップ印刷」「③住民向け動画作成」を一体の業務としている理由について回答いたします。</p> <p>まず、①測量・ハザードマップデータ作成につきましては、第20条(災害情報の整理)に記載のとおり、国及び徳島県が公開している各種データや情報を基に、ハザードマップ作成に必要な情報を整理・編集していただくことを想定しております。現地での測量や現場確認等は想定していないため、一般的な測量業務に求められる専門的な技術を必要とするものではないと考えております。</p> <p>また、③住民向け動画作成につきましては、作成したハザードマップの見方や活用方法等を住民の皆様に分かりやすく説明する内容を想定しており、高度な専門知識を要するものではないと認識しております。</p> <p>このため、本業務は、ハザードマップの作成、印刷及び住民への周知・啓発を一連の業務として実施することが効率的であると判断し、「①ハザードマップデータ作成」「②ハザードマップ印刷」「③住民向け動画作成」を一体の業務として発注しております。</p>
8	<p>第17条(業務概要)に1年目ハザードマップの印刷各30000部、2年目ハザードマップの印刷各30000部とありますが、2年間合計で120000部作成ということでしょうか。</p> <p>あるいは第16条(履行期間)にあるように1年目土砂災害・洪水ハザードマップ印刷30000部、2年目津波避難マップ印刷30000部でよろしいでしょうか。</p>	<p>第29条(成果品)に記載のとおり</p> <p>1年目：土砂災害・洪水ハザードマップ印刷 30,000部</p> <p>2年目：津波避難マップ印刷 30,000部</p> <p>となります。</p>
9	<p>印刷物の最終納期限は半年以上先と1年先に設定されていますが世界的な原材料・エネルギー価格の高騰等により、印刷資材・用紙等の原材料も高騰し、先日価格改定が行われたところですが、さらに令後も大幅な価格改定が予告されています。1年先に作成する印刷物の見積り作成は困難な状況です。</p>	<p>ご指摘のとおり、世界的な原材料・エネルギー価格の高騰により、印刷資材・用紙等の価格が変動しており、1年先の見積り作成が困難な状況であることは認識しております。</p> <p>本業務では、納入部数等が既に決まっておりますので、あらかじめ資材を確保いただくこと、または1年先の見積額を基に入札に参加いただくことを想定しております。価格変動リスクについては、入札者各位でご対応いただく形となります。</p>